

第 259 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 9 日（火）午前 9 時 00 分～午前 9 時 40 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 高橋市長
副本部長 有馬教育長
本部員 石森企画財政部長
本部員 小川総務部長
本部員 水野市民生活部長
本部員 平林福祉保健部長
本部員 松坂児童青少年部長
本部員 松本建設環境部長
本部員 小林議会事務局長
本部員 小泉教育部長
事務局 小川政策室長
富田政策室企画法制担当主査
- 4 欠席者 な し
- 5 議 題 1. 平成 26 年度組織改正（案）について
- 6 会議概要

本部長 議題 1 「平成26年度組織改正（案）について」事務局より説明をお願いする。

事務局 先週説明した平成26年度組織改正案について、各部より頂いた意見の概要を説明する。「組織改正に関すること」、「事務分掌に関すること」「職員数、職員配置に関すること」「組織名称に関すること」の分類に分けて整理した。意見の中には、職員の任用や採用試験の人事制度に関することなどもあったが、その点については、除かせていただいた。

組織体制については、福祉サービス支援室の業務量が大きくなりすぎている点についての意見があった。また、組織改正の時期について、福祉保健部はシステムの入替えによる輻輳を避けるために10月1日にすることや段階的に組織を変えていくという提案もいただいた。23年度の組織改正で、環境施策と公園維持は同一課では無理だという組合員からの意見により環境部門から公園維持を外した経緯があったが、再び環境部門に戻すことについては、後期基本計画の個別施策では「自然環境」の分野に公園を位置付けており、身近な場所で緑に親しめる環境を保つための公園の管理についても謳っているため、あらためて環境部へ移管させていただいた。同じく、23年度組織改正において、環境保全と環境政策も同様に別々の係とした経緯があったが、環境政策と環境保全は性質が異なることは認識しているが、両係が3名ずつのそれぞれが少ない体制で業務を行うことよりも、統合することによるスケールメリットを活かした方が業務の知識やノウハウの継承等の事務の継続性が保たれると考えて一つの係に統合した。この他、現在お示ししている整備課の建設技術部門と財産管理部門に、建築技術部門である施設係を加えて、総務部に配置してはどうかという意見があった。これは、現在お示ししている施設課施設係の体制が組織として中途半端であるという考えからの意見である。

事務分掌については、別途担当課と調整するが、都営住宅を市民課に戻すことについては、福祉サービスの一環ということで福祉保健部に移管した経緯はあるが、実態として福祉サービスの利用者に都営住宅の申込みを案内し、その方が都営住宅

に住むことができるというものではないため、都立霊園の案内と同様に申込案内の一つとして市民課に戻させていただきたいと考えている。災害時要援護者支援制度は、現在福祉サービス支援室で所掌しているが、安心安全課に移管し、福祉保健部がそれに協力するべきとの意見があった。

職員数と職員配置については、別途調整させていただくが、限られた職員数の中で時限的な業務量の増加に対する職員の加配や管理職の配置については、担保できるものではないことはご理解いただきたい。

組織名称については、新しい福祉サービス支援室は、包括的な組織体制にするということで市民にとっては分かりにくいものになるのではないかという意見をいただいている。以上が、意見の概要である。

本日の会議では、組織全体の方向性について審議していただき、また、部をまたがる事務分掌の移管について審議いただきたい。

本部長 要援護者支援の事務分掌の移管の意見が出ているが、必要な支援や支援者の名簿などは担当課で把握しているものである。地域防災計画についても安心安全課でとりまとめているが、全庁的に行うものである。防災に関することから安心安全課がすべて所掌するというものではない。それぞれの担当課においても役割に応じて防災活動するものであり、要援護者支援制度については、福祉サービス支援室で中心になって担っていただき、安心安全課がバックアップするという体制にすべきである。

本部長 要援護者支援制度は、現在は福祉の障がい者と高齢者に特化しているが、本来は子育ても含めたもっと広い定義になるので、そういった面でも全庁的に考えていただきたい。福祉保健部に関する部分については、福祉サービス支援室で管理していくが、今後子育ての部分にも広がっていくので、全庁的な対応ということで安心安全課で担うべきではないかという提案である。

本部長 地域防災計画の担当課は安心安全課だが、各部の職務に応じて関連性が高いものはそれぞれが担っていくものである。

本部長 全体的な調整をするのは安心安全課で担っていくが、具体的な支援についてはそれぞれの担当課で所掌していただきたい。

本部長 最初のきっかけが障害者団体連絡協議会との調整の中から生まれた取組みだったことから福祉が中心になってしまうが、そこから難病者や外国人、子どもをどのように避難させるかという広がりも持たせる考えになった。その意味で、安心安全課は全体のコンダクターとしての役割を担うものである。

本部長 組織改正案と各部の意見から感じる点は、市民の目線から見分りやすいものになっているかということである。その意味で、福祉サービス支援室の組織は、市民目線で分かりやすいものであるか不安を感じる場所である。また、一人の管理職がコントロールできるスパンに過不足があってはいけないし、市民の方々を戸惑わせる組織改正であってはならない。この2点は押さえていただきたい。こうした視点からの意見はないか。

本部員 過去の組織改正で管財課を創設し、施設係に建築士を集め、管財係で財産管理を担っていたが、組織改正案では財産管理部門を都市建設部に移管しているので施設課が中途半端な組織になっている。道路や公園、建築などの技術部門を一つにまとめた方が市民にも、全庁的にも分かりやすいのではないか。

本部長 公共施設といっても建物や道路などすべてを一つにまとめるというのは、乱暴であり、どこかで線を引く必要がある。別途関係部課で調整していただきたい。ただし、先ほど話した2点については、議論していただかないと話が進まない。

本部員 福祉サービス支援室は量的にかなり大きくなる。技術部門を集約するという意見もあったが、そうした場合には、そこもかなりボリュームが大きくなる。その辺については、関係課とは調整させていただき、改めて案を示させていただきたい。今月中には行財政改革推進本部としての案を了承いただき、職員組合に提案したい。

本部員 市民目線で分かりやすいという点についてだが、福祉サービス支援室という名称には、拘りはない。管理職の権限の過不足については、次長又は理事などの職での配置をお願いしたい。生活保護を受けていたとしても精神障害を持っていたり、高齢者虐待を受けていたりなど相談内容が複合的に絡まっており、それを支援できる体制を考えたものなので、どうしても大きな組織にならざるを得ない。そのため管理職の権限の過不足については、次長又は理事などの職でお願いしたい。

本部員 フロントである相談総合窓口ですべて受けることができるのか不安がある。

本部員 相談したい内容を自分で分かっている方は、それぞれの担当窓口で受ける。自分の主訴が分からない方、何を相談してよいか分からないという方について、総合相談窓口で受ける。

本部長 属人的な体制になってはいけない。人事異動により人が変わった時でも同じような体制を維持できるのかも考えなければならない。

本部員 福祉保健部の組織について、他に代案を提示いただけるのであればお願いしたい。

本部員 福祉サービス支援室長については、前回の会議で部長兼務でもという話もあったが、担当主幹を配置したとしても課長としての決裁権者としての業務をしなければならず、部長の業務量が増えて事務的にも難しいのではないか。

本部長 縦割りの組織ではやりづらい業務も出てきている。だからといって縦割りの壁をすべて取り払ってしまうと責任の所在が不明確になるということや市民にとって分かりづらいということになる。市民にとって分かりやすい組織でないといけな。すべての市民の方が頭の中を整理して来庁しているわけではないので、そのような方に対しても適切に応えられる組織体制でないといけな。あとは、1人の管理職がコントロールできるスパンの2点を押さえていただきたい。本日出された意見を踏まえて、引続き検討していただきたい。以上で第259回行財政改革推進本部を終了する。